公益信託 今津まちづくり文化振興基金
2026 年度 募集要項

１．助成の目的

「大阪市今津土地区画整理組合」は３８年間にわたり土地区画整理事業を施行してきましたが、昭和５０年に解散され、昭和６０年８月に清算事務を終えました。

その後清算法人大阪市今津土地区画整理組合からの寄付金により、大阪市鶴見区今津・放出地区を中心とした鶴見区全体のまちづくり活動への助成を行うことにより地域住民の手による快適で文化的な都市環境の創造を図ることを目的として、昭和６０年「公益信託今津まちづくり文化振興基金」が設定されました。

２．助成対象について

（１）助成対象者

下記（２）に掲げる助成対象活動を行う個人または団体を対象とします。

（２）助成対象活動

ア．都市整備水準の向上に関する実践活動

イ．都市環境の整備に関する実践活動

ウ．地域のまちづくり活動

（３）助成対象活動の期間

助成対象となる活動期間は、2026 年 4 月から翌年 3 月までの活動です。

※活動が複数年にわたる場合、全体の事業計画も提出ください。

（助成審査は単年度毎に行うため各年度毎に申請する必要がありますが、連続して助成される可能性は排除していません）

３．助成金の額について

１個人または１団体あたりの助成金額は原則１００万円を上限とします。

（なお、原則として総事業費に対し１００％の助成は行いません。）

４．応募方法

助成金申請書に必要事項を記入のうえ、応募期限内に下記（この公益信託の受託者）まで郵送で提出してください。

なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

５．応募期限

2026 年 1 月 31 日（必着）

６．その他

（１） 選考結果は当基金の運営委員会の審議を経て、2026 年 4 月上旬頃に書面（助成金内定通知書）にて助成上限額をお知らせします。

（２） 助成金は、事業終了後活動報告書を提出いただき、内容確認後に助成上限額の範囲内で指定の口座へ振り込みます。

※申請事業完了後の振込となりますのでご注意ください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574　東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
今津まちづくり文化振興基金 申請口
TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時）

＜注意事項＞

１．助成対象とならない活動について・・以下の活動は助成対象とはなりません。

Ａ．営利を目的とする活動

Ｂ．宗教的活動や政治的活動、及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ活動

Ｃ．特定の団体等や個人の利益に寄与する活動

２．助成金が使用できる活動経費について

（１）助成申請者・団体の運営費（人件費や事務局の維持管理費等）は助成対象となりません。

（２）支出項目として認められない経費

謝金　：総会等の通常活動にともなうもの
グループのメンバー（身内）に対して支払うもの

会議費：会場費について、公的施設等無料で使用が可能な場所で代用ができるもの
打ちあわせ会合などにおける「お茶代」

通信費：団体の会員相互間のもの（連絡網を活用できるため）
電話代（使用した実態が把握できないため）

（注）活動報告においては、領収書が必須となりますのでご注意ください。

３．助成金の返還について

受託者は、受給者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支給した助成金の全部または一部の返還を求めることができます。

Ａ．助成金を申請した使途以外の目的に使用したことが判明したとき

Ｂ．偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

以上